

基準 25 避難器具の設置、維持及び設置個数の減免の取扱いに関する基準

第1 法令等に定める基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 避難器具は階段、避難口その他の避難施設から適当な距離を隔てた位置に設け、火災時にすべての居室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して避難できるよう考慮し、配置すること。☆
- 2 避難器具の降着面等にマーキングを施すこと。◇
- 3 避難ロープの設置方法は次によること（図 25-1 参照）。☆
 - (1) 取付け具は、柱、はり等構造耐力上十分な強度を有する部分に設けること。
 - (2) 取付け具の固定は、M10 以上のボルトを貫通させるか、これと同等以上の強度を有する工法とし、400kg の荷重に耐えるものとする。
 - (3) 取付け具の高さは、バルコニー（バルコニーがない場合は床）上 1.1m～1.8m とすること。
 - (4) 避難ロープの最下部から降着面までの高さは 0.5m 以下とすること。
 - (5) 避難ロープは、日本消防設備安全センターの認定品を用いること。
 - (6) その他、「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成 8 年消防庁告示第 2 号）によること。

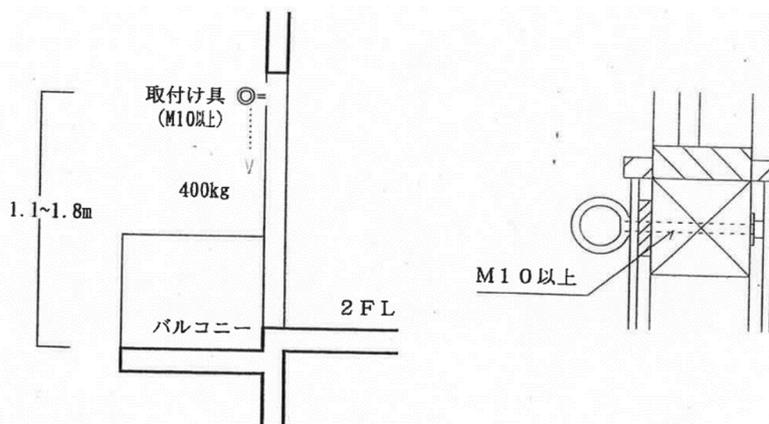


図 25-1

- 4 木造の建築物に避難器具を施工する際は、避難器具の固定部について、柱、はり等を鋼材等により挟み込み補強措置を講じた上で、その施工写真を設置届に添付するか、点検口等から確認できるようにすること。☆

第2 避難器具の種類

- 1 令別表第 1 (5) 項ロに掲げる防火対象物又はその部分のうち、地上 3 階建て以上かつ各住戸にバルコニーが設置されているものについては、当該バルコニーにハッチ式の避難はしごを設けること。◇
- 2 令別表第一(6)項イ、ロ、ハ及びニに掲げる防火対象物については、入居者の実態（年齢、症状）等を考慮したものとする。また、自力避難困難者が存在する場合は、緩降機、はしご、ロープ等の選定は避けること。◇

第3 避難器具の設置個数の減免

- 1 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物の体育館で、屋根を除くその他の特定主要構造部を耐火構造とし、屋根は不燃材料(小屋組も不燃材料)で造り、不燃材料で葺かれたものについては、令第25条第1項第3号の規定中「特定主要構造部を耐火構造とした建築物」に含まれるものとして取り扱うものとする。
- 2 規則第26条第1項に規定する避難器具の設置個数の減免の適用について、当該階に2以上の避難階段に準ずる階段が設けられ、各居室の出入口から2以上の異なる経路により当該階段の1以上に到達できる場合は、同項第2号の規定に適合するものとみなす。

なお、この規定による「避難階段に準ずる階段」とは、屋内階段にあつては、建基令第123条第1項第1号、第2号、第3号、第5号、第6号、第7号の規定に、屋外階段にあつては同条第2項第2号、第3号の規定にそれぞれ適合するものをいう。

- 3 規則第26条第3項の規定は、渡り廊下により接続される2以上の防火対象物のそれぞれの階について、避難器具の設置個数を減ずることができる。

第4 特例適用の運用基準

特定一階段等防火対象物のうち、避難器具を設置する階に、避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2(当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は規則第4条の2の3に規定する避難上有効な構造を有する場合にあつては、1)以上設けられている場合は、当該階に設置する避難器具について令第32条の規定を適用し、規則第27条第1項第1号の規定を適用しないものとする(図25-2参照)。

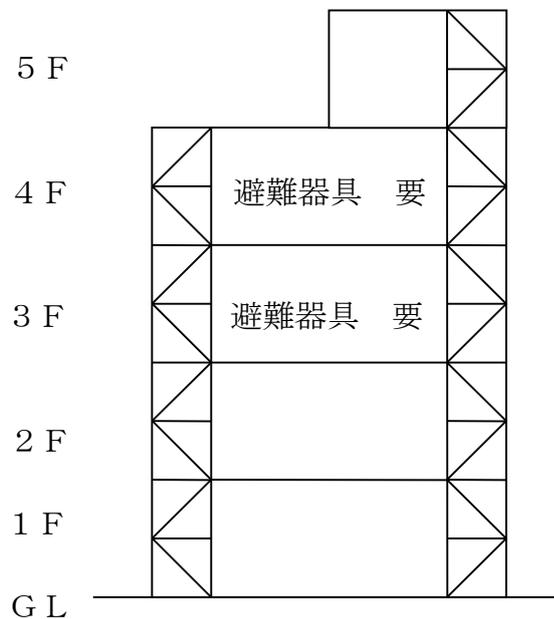


図 25-2